

令和元年定例会
環境生活農林水産常任委員会
説明資料

◎ 所管事項説明

1	「令和元年版成果レポート（案）」について	1
2	三重県環境基本計画の改定に向けた基本的な考え方について	2
3	三重県土砂条例（仮称）骨子案について	7
4	三重県総合博物館の5年間の総括と今後の方向性について	15
5	特定歴史公文書等の適切な保存・利用について	22
6	「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」の策定に向けた基本的な考え方について	24
7	第2次「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」骨子案について	26
8	三重県犯罪被害者等支援推進計画（仮称）骨子案について	38
9	三重県消費者施策基本指針の改定に向けた基本的な考え方について	44
10	三重県認定リサイクル製品の認定および県による購入・使用の状況等について	47
11	各種審議会等の審議状況について	50

別冊1 令和元年版成果レポート（案）（環境生活部関係抜粋）

別冊2 三重県総合博物館の整備にあたっての「7項目」の取組状況

令和元年6月18日

環境生活部

1 「令和元年版成果レポート（案）」について

1 環境生活部の主担当施策

「みえ県民カビジョン・第二次行動計画（平成28年度～令和元年度）」における環境生活部の主担当施策は、表1のとおりです。

平成30年度の実績や令和元年度の実績方向等を記載した「令和元年版成果レポート（案）」については、環境生活部の主担当施策を抜粋し、**別冊1**にまとめています。

なお、各施策の進展度については、県民指標や活動指標の達成状況等をふまえ、9施策を「B ある程度進んだ」、1施策を「A 進んだ」と評価しています。

【表1】環境生活部の主担当施策

施策名	進展度	別冊頁
142 交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす安全なまちづくり	B	1
143 消費生活の安全の確保	B	5
151 地球温暖化対策の推進	B	9
152 廃棄物総合対策の推進	B	13
154 大気・水環境の保全	B	17
211 人権が尊重される社会づくり	B	21
212 あらゆる分野における女性活躍の推進	B	25
213 多文化共生社会づくり	B	29
228 文化と生涯学習の振興	A	33
255 協創のネットワークづくり	B	37

2 目標値の上方修正

基本事業14203の活動指標（老朽化した信号制御機の更新数（累計））の平成30年度実績値が166基となり、また、基本事業21301の活動指標（医療通訳者が常勤している医療機関の数（累計））の平成30年度実績が10機関となり、それぞれ、第二次行動計画の最終年度である令和元年度の目標値を達成しました。

引き続き、安全で快適な交通環境の整備および外国人住民等の生活への支援に取り組んでいくため、令和元年度の目標値を表2のとおり上方修正します。

【表2】基本事業14203、21301の令和元年度目標値

基本事業	目標項目	修正前の目標値	修正後の目標値
14203 安全で快適な交通環境の整備（警察本部）	老朽化した信号制御機の更新数（累計）	152基	229基
21301 多文化共生に向けた学習機会等の提供と外国人住民等の生活への支援（環境生活部）	医療通訳者が常勤している医療機関の数（累計）	10機関	11機関

2 三重県環境基本計画の改定に向けた基本的な考え方について

1 計画改定の背景と趣旨

県では、2012（平成24）年に「三重県環境基本計画」を改定し、さまざまな環境施策を推進してきましたが、前回の改定時から、世界的にはSDGs達成に向けたグローバルな合意がなされ、パリ協定の発効によりさらなる低炭素化が求められる状況となるとともに、資源循環や生物多様性の保全に対する関心が高まるなど、環境を取り巻く状況は大きく変化しています。

さらに、私たちが直面する多くの環境問題は経済・社会問題と密接かつ複雑に関連しており、持続可能な社会の実現のためにはこのことを強く再認識した上で、環境、経済、社会の諸課題の同時解決をめざすというアプローチが重要視されています。

このようなことから、持続可能な社会の実現に向け、環境、経済、社会の統合的な向上を図っていくという姿勢のもと、安全・安心で快適な生活環境が保全され、環境との調和が確保された低炭素循環型社会を構築していくため、県の環境施策のマスタープランである「三重県環境基本計画」を2年前倒して改定に向けた検討を進めていきます。

2 現行の「三重県環境基本計画」の総括（取組結果と課題）

現行の「三重県環境基本計画」に基づくこれまでの取組に関する検証結果（成果と課題）について、次のとおり整理します。

（1）基本目標「環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり」に向けた施策

①施策151 低炭素社会の構築

【主な県の取組】

- ・ 2012（平成24）年度からを計画期間とする「三重県地球温暖化対策実行計画」を策定するとともに、「三重県地球温暖化対策推進条例」や実行計画に基づき、温室効果ガスの排出削減のための取組を推進しました。

【成果・課題】

- ・ 産業部門の温室効果ガス排出量は削減したものの、民生（業務・家庭）部門においては排出量の削減は進んでおらず、対策が必要
- ・ 緩和対策が主であり、今後は適応対策も必要

②施策152 循環型社会の構築

【主な県の取組】

- ・ 2016（平成28）年3月に「三重県廃棄物処理計画」を策定し、さまざまな主体が連携して廃棄物の3Rと適正処理の取組を進めました。
- ・ 災害時には、大量の災害廃棄物の処理を適正かつ円滑に処理することが必要であることから、2014（平成26）年度には東日本大震災や紀伊半島大水害から得られた知見などをふまえ、「三重県災害廃棄物処理計画」を策定しました。

【成果・課題】

- ・ 最終処分量は長期的には減少傾向にあり、最終処分場残余容量の確保も進展。
- ・ リサイクル率は長期的には改善しているものの、さらに取組を進めるとともに、質を重視した循環の実現、地域循環共生圏の構築が必要
- ・ 不法投棄等の不適正処理の早期是正等を行っているものの、依然として後を絶たない状況であり、引き続き未然防止、早期是正のため監視活動の一層の強化が必要

③施策 154 大気・水環境の保全

【主な県の取組】

- ・ 大気環境や水環境の保全について、工場・事業場から発生する負荷を削減するため、立入検査により法令遵守の徹底等を図っており、大気・公共用水域（河川、海域）および地下水の常時監視を行い環境基準等の適合状況を確認するとともに、測定結果について迅速な情報提供を行いました。
- ・ 伊勢湾の再生に向けて、2012（平成 24）年度からを計画期間とする「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、海岸管理者、県民の皆さん、民間団体、企業等による協力体制を拡充するとともに、「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」の取組を三県一市の連携により展開するなど、発生抑制対策について広域的な取組を行いました。

【成果・課題】

- ・ 環境保全の取組により、日々の暮らしの基盤となる「生活環境」の状況はおおむね良好
- ・ 引き続き伊勢湾の水質改善に対する対策が必要
- ・ マイクロプラスチック等を含む海岸漂着物問題、残土問題等の新たな環境問題への対応が必要

（2）基本目標 II 「自然と共生し身近な環境を大切に作る社会づくり」に向けた施策

①施策 153 生物多様性の保全および持続可能な利用、自然とのふれあいの確保

【主な県の取組】

- ・ 生物多様性の保全を進めるため、「第二期みえ生物多様性推進プラン（2016（平成 28）年度～）」を策定しました。
- ・ 県民やNPO、事業者などさまざまな主体によって「みえ生物多様性パートナーシップ協定」の締結に取り組むとともに、県内の希少野生動植物種の生息・生育状況調査や里地・里山等の保全活動を実施しました。
- ・ 県民の皆さんに自然とのふれあいの場を提供するため、自然公園等における施設等の適正な維持管理に取り組みました。

【成果・課題】

- ・ 今後も、生物多様性をはじめとする豊かな自然環境、景観の保全と活用を促進していくためには、さまざまな主体との連携により、県民の皆さんの参画を得ながら、希少野生動植物や里地・里山等の保全活動、自然公園等の適正な維持管理の取組を進めることが必要

②施策 313 森林等の公益的機能の維持確保

【主な県の取組】

- ・ 森林の有する公益的機能が十分に発揮されるよう、環境林を中心に間伐等の森林整備を促進するとともに、「みえ森と緑の県民税」を活用した「災害に強い森林づくり」を進めています。

【成果・課題】

- ・ 2019（平成 31）年 4 月から導入された森林環境譲与税を活用した市町による森林整備が円滑に実施できるよう、市町を支援する体制を拡充
- ・ 公的森林整備面積が、近年目標値を下回っている中、全国で豪雨災害が多発するなど、自然災害の発生リスクが高まっており、「災害に強い森林づくり」や間伐等の森林整備をより計画的・効果的に推進することが必要

3 次期「三重県環境基本計画」策定の基本方針と施策体系案

（1）計画策定の方向性

①環境、経済、社会の統合的向上（SDGsの観点を取り入れた環境施策を推進）

環境施策の展開にあたり、「環境、経済、社会の統合的向上」に資する効果をもたらせるよう、関連部局と連携をとりながら施策を構築します。

②安全・安心で快適な生活環境が保全され、環境との調和が確保された、低炭素循環型社会の構築

次期「三重県環境基本計画」における施策体系としては、安全・安心で快適な生活環境保全の確保（新たな環境課題への対応を含む）をベースとして、グローバルな観点からも社会的要請となっている、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築を重点 3 項目とします。

また、環境教育、環境経営、国際協力など、各施策の推進に共通する、あるいは横断的に取り組むべき事項を共通基盤的施策とし、総じて 5 項目を施策の主軸とします。

(2) 次期「三重県環境基本計画」における施策体系案

【基本理念】 三重県環境基本条例 第3条（基本理念）第1項から引用

健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境が良好なものとして将来の世代に継承され、将来にわたって自然と人との共生が確保されることを目的とします。

【めざすべき姿】

安全・安心で快適な生活環境が保全され、環境との調和が確保された、低炭素循環型社会の構築

【環境施策パッケージ】				
【基本姿勢】	I. 低炭素社会の構築	II. 循環型社会の構築	III. 自然共生社会の構築	IV. 生活環境保全の確保
	持続可能な社会の実現に向け、分野横断的な取組を協創により推進	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動対策（緩和） 気候変動対策（適応） 新エネルギーの開発・活用促進 資源利用の効率化 森林吸収源の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 資源・環境効率の改善 地域循環共生圏の構築 ごみゼロ社会の実現 3Rの推進 産業廃棄物の適正処理の確保 監視強化及び不適正処理に対する是正の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性の保全および生態系サービス等の持続可能な利用の促進 自然とのふれあいの確保 森林等の公益的機能の維持確保
V. 共通基盤施策 <ul style="list-style-type: none"> 人材育成、環境教育(ESD)の推進 環境経営の推進 技術移転、国際協力 その他(環境アセス、環境保全協定) 				

環境、経済、社会の統合的な向上

(注) 傍線を付した部分：次期「三重県環境基本計画」における新たな検討項目

(3) 計画期間

2020（令和2）年度から2030（令和12）年度まで

4 計画策定の進め方

三重県環境基本条例（以下「条例」という。）第9条に基づき、本年1月に三重県環境審議会（以下「審議会」という。）へ諮問し、5月には、同審議会において次期「三重県環境基本計画」の策定方針を審議しました。

今後、学識経験者等で構成する専門の部会において検討を行い、条例第9条に基づき、中間案に対する市町長への意見聴取およびパブリックコメントを実施したのち、県議会の議決を経て策定します。

5 今後のスケジュール（案）

- | | |
|-----|---|
| 6月 | 第1回策定部会（素案の検討） |
| 7月 | 第2回策定部会（素案の検討） |
| 8月 | 審議会（策定部会での検討状況報告）
第3回策定部会（中間案の検討） |
| 9月 | 審議会（中間案の審議） |
| 10月 | 環境生活農林水産常任委員会（中間案の説明）
市町長への意見聴取、パブリックコメントの実施 |
| 11月 | 第4回策定部会（最終案の検討） |
| 12月 | 環境生活農林水産常任委員会（最終案の説明）
審議会（答申） |
| 2月 | 議案提出 |
| 3月 | 計画改定・公表 |

3 三重県土砂条例（仮称）骨子案について

1 条例制定の目的

三重県では、港湾を經由して紀北町、尾鷲市地域等に都市圏から大量の土砂等が搬入され、崩落事故の発生や有害物質の混入等による生活環境への影響について地域住民に不安が広がっています。

また、県内の他地域でも土砂等の搬入事案が見受けられ、課題に発展しそうな事案も見られています。

今後、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会や大阪万博等の全国的な大規模投資の進展による土砂等の流入の懸念もあることから、無秩序な土砂の搬入を抑制し、広域的な観点や未然防止の観点も含めた実効性のある土砂等の埋立て等に係る条例を制定します。

2 土砂等に係る実態（別紙1参照）

「平成 24 年度建設副産物実態調査結果（国土交通省）」によると土砂等の発生量および利用量の状況は以下のとおりであり、公共工事の取組として「建設リサイクル推進計画 2014」においてリサイクルや適正処理等の有効利用が推進されています。

（1）建設発生土の搬出および利用等の状況

全国で発生した建設発生土のうち、約半分が発生した現場内で利用されず、場外に搬出されています。この場外に搬出されたものの 36%（5,038 万 m³）が工事間利用等（内陸部工事、海面事業等）されているものの、残りの 64%（9,042 万 m³）は内陸受入地に搬出されており、民間の一時ストックヤード等での不適切な取扱いが一部見受けられています。

平成 20 年度調査に比べると工事間利用が促進され、内陸受入地に搬出された量は減少したものの、依然として利用より搬出の方が多い状況です。

（2）建設汚泥の搬出および再利用等の状況

全国で発生した建設汚泥は 657 万トンになり、そのうち再資源化施設で処理され利用されたものは 448 万トンにもなります。

3 土砂等に係る規制等の状況

（1）全国の状況

①制定状況（別紙2参照）

土砂等に係る条例を制定している都道府県は 23 あり、災害防止や土壤汚染防止、廃棄物の不法投棄防止等、さまざまな課題に対応することを目的とした条例を制定しています。

②主な規制内容

土砂等の埋立て等の行為者に対して、あらかじめ許可や届出の制度を設けており、土砂等の発生場所や性状の確認、盛土の安定性を確保するための形状等の構造基準の遵守、定期的な水質検査等の報告といった規定を設けています。

(2) 県内の状況

①条例や要綱等の制定状況（別紙3参照）

県内15市町では、事業者が行う開発行為等に対して指導等ができる環境保全条例や開発指導要綱等（以下「条例等」という。）が制定されています。

そのうち2市町（伊賀市、紀北町）では、土砂等の搬入を規制することを主目的として、あらかじめ届出を行うことを義務づける条例が制定されています。

その他の条例等でも、開発行為等に制限を課し、一定の規制がなされていますが、その内容は条例等の目的に応じて異なっており、効果的な規制指導が困難な場合があります。

②全市町との協議（別紙4参照）

土砂等の搬入に関し、平成31年1月～3月に県内全市町と書面にて協議を行い、課題があると回答があった10市町のうち9市町*と直接協議を行いました。

その結果、県内の他地域でも小規模な土砂等の搬入事案が見受けられ、課題に発展しそうな事案も見られますが、土砂等の埋立て等の行為に対して、県内統一的な規制制度がない状況です。

※1市町については、「現状では苦情等はなく、収束している」とのことであるため、直接協議を実施していません。

(3) 関係法令による規制

土砂等の埋立て等の開発を規制する既存の法令はありますが、規制の適用規模や基準が異なり、また、関係法令の規制対象外の区域もあるため、県内に統一した規制制度はなく、効果的な規制指導が困難な場合があります。

4 主な課題と方向性

土砂等に係る市町との協議や各種団体からの要望等を総合的に検討した結果、土砂等の埋立て等の行為に関して、以下の課題を把握し、規制のあり方を次のように検討しています。

主な課題と方向性(骨子案)

【課題】

- ◇土砂等の安全性が不明であり不安の声がある。
- ◇港湾を経由して搬入される大規模で無秩序な土砂等の堆積による崩落の危険性がある。
- ◇土砂等の堆積による生活環境への影響が危惧される。

【規制の目的】

県民の不安の払拭

災害の未然防止

生活環境の保全

三重県土砂条例(仮称)による規制のあり方

目的

県民の不安の払拭

災害の未然防止

生活環境の保全

検討内容

①土砂等の埋立地等の把握

②土砂等の搬入規制

③大規模で無秩序な土砂等の埋立て等に関する規制

④埋立地等の維持管理に関する規制

⑤立入検査・報告徴収・命令・罰則

- 各用語の定義
- 責務の明確化
- 住民への周知
- 適用除外
- 経過措置
- 市町との連携
- 欠格要件
- 手数料

方向性

条例に盛り込む主な項目

埋立場所、規模、環境保全対策等を含んだ計画や、土砂等の発生場所や安全性を事前に把握できる制度を設ける。

有害物質に汚染された土砂等の搬入を規制するため、安全基準となる有害物質等の土砂基準を設け、これを満たさない土砂搬入を禁止できる制度とする。

大規模で無秩序な土砂等の埋立等を規制するため、盛土の安定性を確保するための形状等の構造基準を設け、これを満たさない埋立て等を禁止できる制度とする。

事業計画どおりの土砂等が搬入されていることや、周辺環境への影響の有無を確認できる制度を設ける。

実効性のある条例とするため、改善命令等の行政処分や罰則規定を設ける。

条文に盛り込む。

5 今後のスケジュール（案）

- | | |
|-------|--|
| 6月 | 第1回環境審議会土砂条例（仮称）あり方検討部会 |
| 7月 | 第2回環境審議会土砂条例（仮称）あり方検討部会 |
| 8月 | 環境審議会（中間案の説明）
環境生活農林水産常任委員会（中間案の説明） |
| 8月～9月 | パブリックコメント、市町へ意見照会 |
| 9月 | 第3回環境審議会土砂条例（仮称）あり方検討部会 |
| 10月 | 環境生活農林水産常任委員会（最終案の説明）
環境審議会（最終案、答申） |
| 11月 | 議案提出 |
| 12月 | 環境生活農林水産常任委員会（議案の説明） |
| 4月 | 条例施行 |

■ 建設発生土搬出及び土砂利用搬入状況

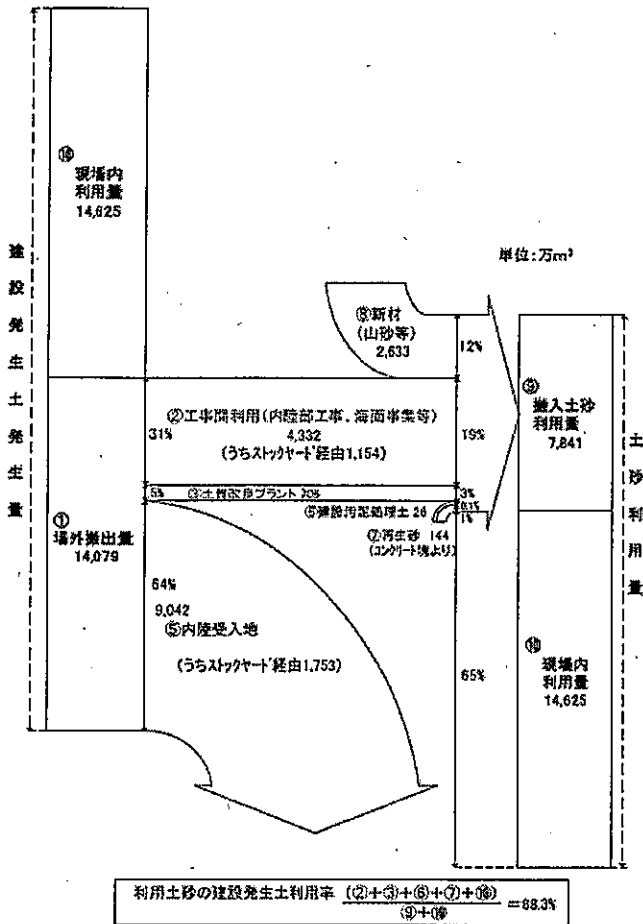


図14. 建設発生土搬出及び土砂利用搬入状況
※四捨五入の関係上、合計があわない場合がある。

■ 建設汚泥のリサイクルフロー

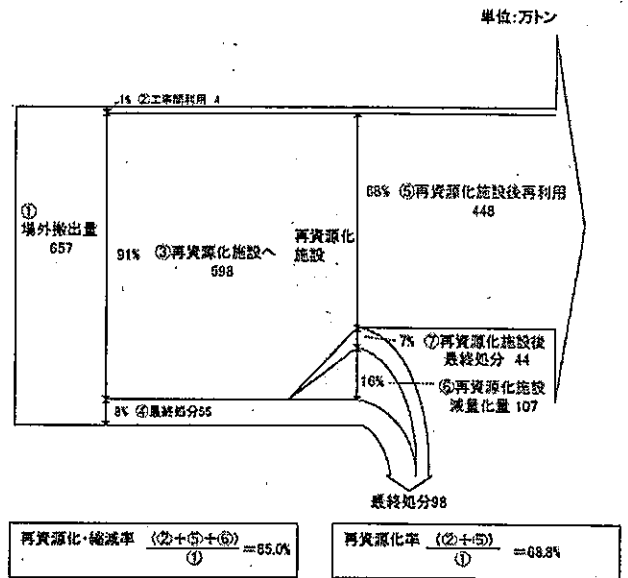


図12. 建設汚泥のリサイクルフロー
※四捨五入の関係上、合計があわない場合がある。

■ 建設発生土の搬出状況

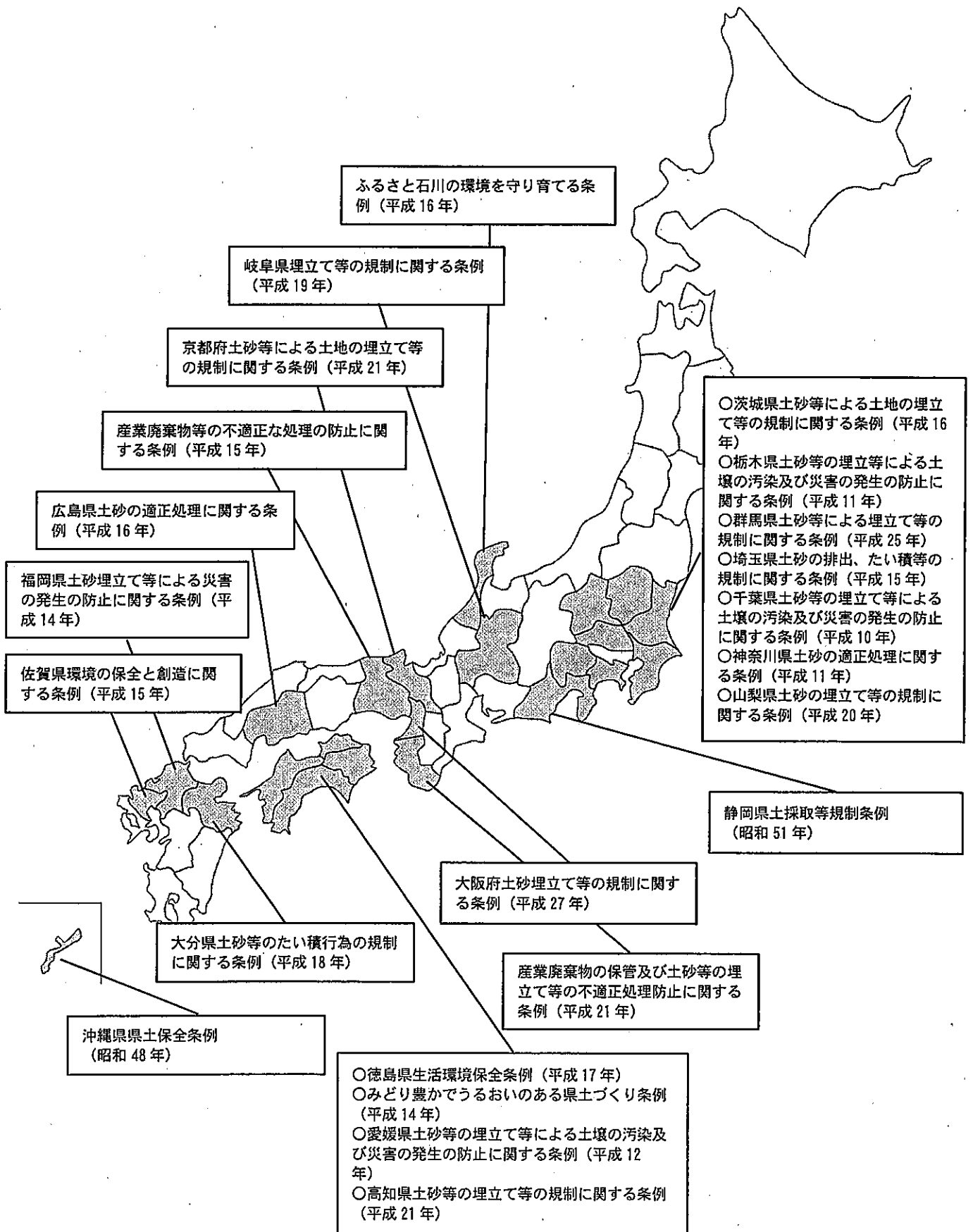
(単位:万m³)

調査年度	搬出量	搬出先		
		工事間利用	土質改良プラント	内陸受入地
平成20年度(A)	14,063	3,425	744	9,894
平成24年度(B)	14,079	4,332	706	9,042
増減量(B)-(A)	16	907	-38	-852
増減率(B)/(A)	0.1%	26.5%	-5.1%	-8.6%

出典：平成 24 年度建設副産物実態調査結果（国土交通省）

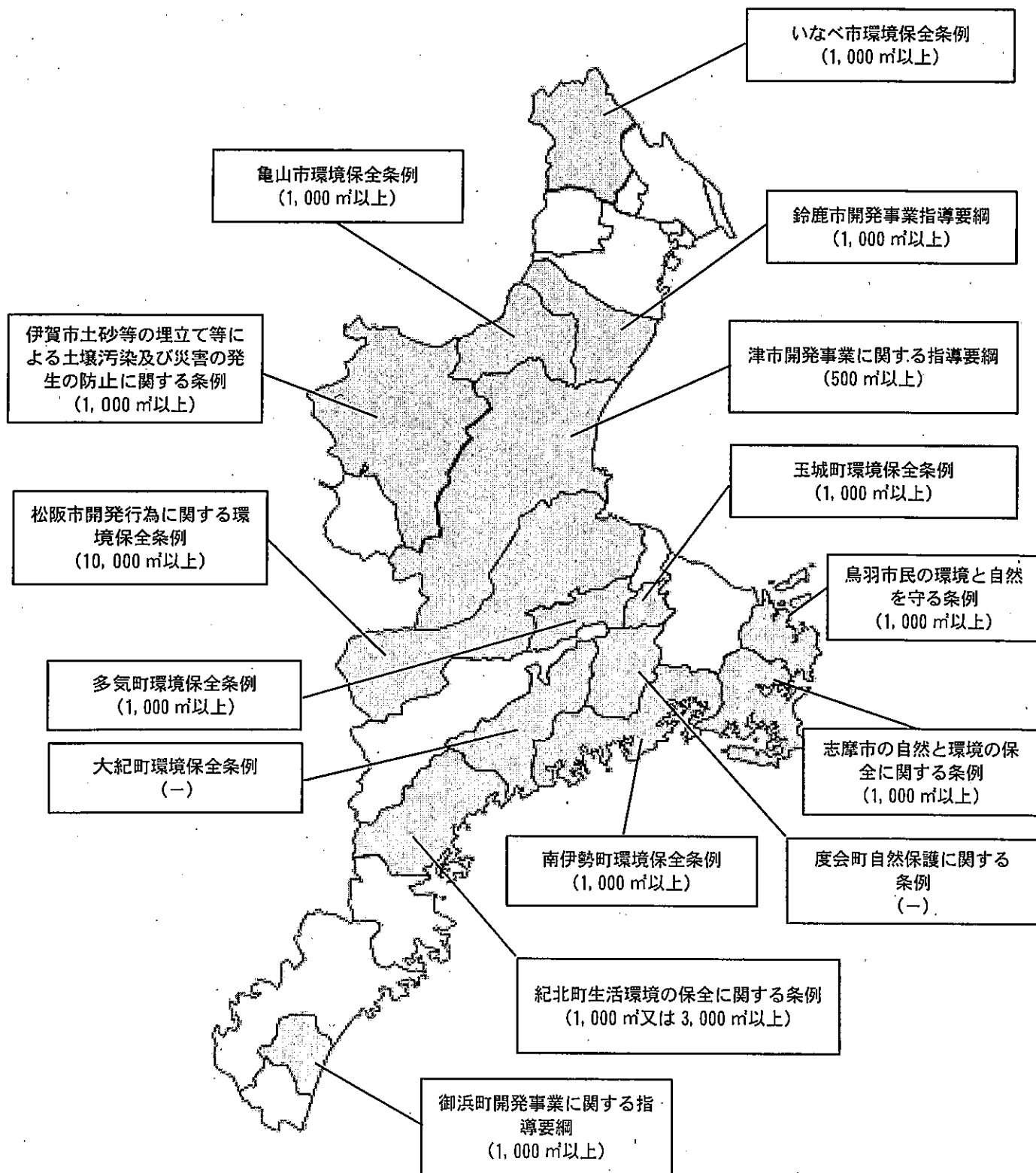
土砂等に係る条例を制定している府県

() 内は、施行年



県内市町における開発行為等に係る環境保全条例、開発指導要綱等

() 内は、規模要件



県内市町との直接協議の結果

自治体名	条例等の有無※	内 容
A 町	無	港湾を通じて、山林（伐採届や林地開発許可地）に建設残土等が大量に搬入され、崩落の危険性や有害物質の混入等による生活環境への影響を不安視する声がある。
B 市	無	港湾を通じて、山林（伐採届や林地開発許可地）に建設残土等が大量に搬入され、崩落の危険性や有害物質の混入等による生活環境への影響を不安視する声がある。
C 市	無	個別法の規制がかからない地域において、廃棄物を撤去した後に建設残土等が搬入、急勾配で堆積される計画があり、崩落等の懸念がある。
D 市	無	小規模（1箇所あたり 2～3,000 m ² 程度）ながら、個人事業者が市内の農地に転用の許可なく（無許可）建設残土等を投棄している案件がある。
E 市	有	条例施行前の事案については適用除外となっており、個別法に基づき継続して指導を行っている案件がある。施行後、条例に基づく届出はない。
F 市	有	関東方面の建設残土が港を経由して、農地造成等の名目で搬入されている。
G 市	有	県条例に基づき許可された砂防指定地内の農地の埋め立てについて、許可内容を超える高さまで盛土されたことから、是正指導が行われている。
H 市	有	個別法の規制がかからない土地への建設残土堆積について、指導のよりどころとなる根拠がなく、対応に苦慮している。
I 市	有	果樹園造成や建設資材置場の名目で関東方面の建設残土が搬入されており、土砂の安全性をはじめ、降雨時に発生する濁水の農地への流入や景観に与える影響等が懸念されている。

※直接協議時点（平成 31 年 1 月～3 月）

4 三重県総合博物館の5年間の総括と今後の方向性について

1 現状

三重県総合博物館は、平成26年4月の開館以来、『新県立博物館基本計画』（平成20年12月）で定めた3つの使命*の実現に向け、県民・利用者との「協創」と多様な主体との「連携」を基本方針に博物館を運営し、平成30年度末には入館者が131万人となりました。

※①三重の自然と歴史・文化に関する資産を保全・継承し、次代へ活かす

②学びと交流を通じて人づくりに貢献する

③地域への愛着と誇りを育み、地域づくりに貢献する

2 これまでの取組と成果

(1) 三重県総合博物館の整備にあたっての「7項目」の着実な推進

当館の整備にあたって前提条件となる7項目については、毎年、議会において報告していますが、この5年間の総括した内容について、**別冊2**「三重県総合博物館の整備にあたっての『7項目』の取組状況」として取りまとめました。なお、主な概要については、以下のとおりです。

<主な取組概要>

収入、支出両面における経営努力を行ったところ、県費については毎年度、収支計画における年間運営費4億5千万円に対する県費負担を2割削減した3億4,550万円の範囲内に収めることができました。（ただし、平成25年の収支計画策定時に想定できなかった消費税率の改定や人事委員会勧告等に伴う増加分を除く。）

なお、収入面では、高校生以下等の無料観覧者の割合が全体の50%近くを占め、観覧料収入は少ない状況にありましたが、一方、企業との連携に注力し、当館の特色である企業パートナーシップ制度（156社）により寄附金等を継続的に確保するなど、多様な収入の確保に努めました。

また、支出面では、事業費および維持管理費・一般管理費の節減に取り組んだほか、業務の効率化などにより職員の時間外勤務を削減するなど、支出の多くを占める人件費の削減にも取り組みました。

旧県立博物館所在地については、さまざまな課題があったものの、平成29年5月にNHKと基本合意を締結し、津市や地元自治会をはじめとする関係者の理解と協力を得て、移転に先立ち必要となる都市計画の変更等の手続きを終えたところであり、現在、基本合意に基づき、土地の取得後に買い手の負担で建物を解体することを前提とした売買契約手続きを進めているところです。

このほか、博物館協議会および当協議会のもとに設置した評価部会において、第三者の視点から博物館事業の経営面などについて評価いただき、取組の改善を図りました。

※**別冊2**「三重県総合博物館の整備にあたっての『7項目』の取組状況」参照

(2) 三重のアイデンティティをわかりやすく発信する展示等

三重の特徴が一目でわかる基本展示、多彩なテーマでの企画展示、企業や公的機関等と連携した交流展示などを開催し、多くの皆さんに観覧していただきました。利用者アンケートでは、95%以上の方が満足と回答いただいています。

また、展示観覧者のリピーター率は、平成26年度の32%から毎年上昇し、平成30年度には71%に達するなど、利用者の定着が進んでいます。

- ・基本展示 観覧者数 500,831人
- ・企画展示 観覧者数 430,133人 (計22回)
- ・交流展示 観覧者数 275,690人 (計27回)

(3) 子どもたちをはじめとする県民の学びの場の充実

子どもたちが、感性豊かな時期に三重の魅力や特長を学べる場となるよう、展示や講座、探求、体験活動などを通じて、次世代育成の取組の充実を図りました。

また、県民が三重の有する魅力について幅広く学び、探究できる機会を、展示や講座などを通じて提供しました。

- ・こども体験展示室の利用 (442,005人)
- ・「アクティブ・ラーニング」のフィールドとしての活用を学校現場に提案
- ・展示に関する「学びのワークシート」の拡充
- ・県立盲学校と連携した「さわって面白いモノ」移動展示
- ・工業・商業高校や高等専門学校、大学等の課題研究型学習の実践の場、成果発表の場としての活用を提案

(4) 企業や団体等と連携した活動

企業パートナーシップ制度の会員企業やミュージアム・パートナーなどと連携し、「わたしの博物館づくり」としての活動が数多く実施されました。

参加企業からは、地元産業を知ってもらえる機会となり、子どもたちの仕事体験の場にもつながったと実感する声があったほか、ミュージアム・パートナーにおいても、各自の活動に対する満足度が95%を超えるなど、連携取組の成果がうかがえました。

- ・コーポレーション・デー：参加者数 110,952人 (計32回)
- ・企画展での企業等連携：「F1展」「のりもの展」「くらしの道具展」など
- ・講座、イベントでの企業等連携：「松浦武四郎展」など
- ・ミュージアム・パートナー (5グループ、計273人) による調査、展示、体験の実施など

(5) 収集保存・調査研究活動

開館以降、貴重な資料を収集し、現在約58万点の資料を保存するとともに、市町や資料所蔵者への助言・支援等を行いました (累計約500件)。また、歴史的公文書を受入れ、博物館の古文書などと合わせて閲覧利用に供しました。

このほか、志摩の土地利用やくらしの変化を地元自治体や大学などと連携して総合的に調査研究し、その成果を移動展示やシンポジウムで発信しました。

- ・新たな収集資料：新発見の240万年前のゾウ化石、県内荘園に関する1000年以上前の古文書 など

3 課題

これまでの取組や外部評価の結果から、次のような課題があると考えています。

(1) 県全域への博物館活動の展開

平成30年度の来館者アンケートの結果によると、県内の展示観覧者は北勢が約24%、中勢が約50%、南勢が約6%、伊賀が約4%、東紀州が約1%、県外が約15%となっており、遠方の方の来館割合が低い状況にあります。このため、平成28年度からは移動展示を実施していますが、今後、さらに移動展示の拡充、出前授業、フィールドワークなど県内全域へのアウトリーチ活動を強化し、来館できない方に少しでも博物館を利用してもらえるよう取り組むとともに、新規の利用者拡大や博物館の人的ネットワークづくりにつなげる必要があります。

(2) 子どもたちの学びの向上

課題探究型の学習が重視されていることをふまえ、さまざまな実物や考えに触れ豊かな学びを生み出すプログラムを整備するなど、学校と連携して児童・生徒の主体的な学びの支援を充実させていく必要があります。また、高等学校等と連携して、学びを深め発信する取組をさらに本格化させ、県内各地へ展開させる必要があります。

(3) 博物館の経営にとって基礎となる活動（資料の収集・整理、調査・研究）の充実

来館者アンケートによると、博物館に対し今後力を入れてほしい取組は、「魅力ある企画展」が49.3%、「企画展と連携したイベントの実施」が33.5%などとなっており、こうした県民のニーズに応えていくには、博物館活動の基礎となる資料の収集・分析や調査・研究が重要となってきます。

このため、今後も県民に役立つ博物館として長く活動し、「資産の保全・継承」の使命を実現するためにも、資料の収集・分析や調査・研究に注力できるよう、限られた資源を有効に活用し、バランスのとれた博物館活動を行う必要があります。

(4) 公文書館機能の充実と条例制定に向けた対応

現在、検討を進めている「三重県公文書等管理条例（仮称）」が制定・施行された場合、的確かつ円滑に運用できるようにしていく必要があります。

4 今後の方向性と展開

これまでの5年間の現状や課題をふまえ、3つの使命をより具現化し、県民の皆さんにさらに貢献していくため、今後の方向性について次のとおり整理しました。

(1) 県全域への博物館活動の展開

地域の自然と歴史・文化の魅力を生かし、学校や企業、公的機関などの多様な主体との連携のもと、当館のみならず県内各地で探究の機会を提供することにより、未来を担う子どもたちの好奇心・向学心を刺激し、深い理解を通じた地域への愛着を育みます。また、地域の特色を当館で発信し、交流する機会を提供することで、県内地域相互の理解を促進し、各地域が連携して、明日を生み出す力を三重にもたらします。

<具体例>

- ・アウトリーチ活動の推進（移動展示、出前授業など）
- ・企画展について、夏季に大規模なものを長期間開催し、冬季は移動展示とする
- ・県内全域を視野に入れた調査・研究の計画的な実施 など

(2) さまざまな主体と交流する場を生かした学びの向上

展示やワークショップなどを通じ、さまざまな実物や考えに触れることで、豊かな感性を持ち、多様な価値観に共感し、独創的・能動的に学び続け、持続可能な社会づくりに貢献できる未来の人材を育成します。また、子どもたちの学びの場を設けることで、地域への関心や愛着を育み、三重への人材の定着にもつなげていきます。

<具体例>

- ・学校と連携した課題探求型学習の支援
- ・学びの楽しさを伝えるフィールド調査の実施
- ・障がい者ととともに五感で体感できる展示等
- ・高等学校等の研究発表の場としての活用 など

(3) 博物館の経営にとって基礎となる活動（資料の収集・整理、調査・研究）の充実

(1)や(2)の方向性を着実に実現するため、資料の収集・整理を行い、三重の魅力をも明らかにする調査・研究を強化します。そして、その成果を県民のニーズに応えられるよう、三重らしさを表す基本展示や魅力的な企画展の充実、講座やイベントなどに活用し、新たな利用者の増加にもつなげていきます。

<具体例>

- ・三重の魅力を凝縮させた基本展示を軸とした調査・研究の深化
- ・地域の魅力の掘り起こしと、その成果を生かした移動展示の実施 など

(4) 企業や団体等との連携取組の充実

民間の参画による魅力的な展示・イベントの実施や、効果的な情報発信などを進めるため、企業や団体等との連携を今後も充実させていきます。また、各種研究機関や高等教育機関等と連携した調査・研究およびその成果の発表の場として博物館を活用するなど、「わたしたちの博物館づくり」をさらに深化させていきます。

<具体例>

- ・企業と連携した企画展やコーポレーション・デーの充実
- ・ミュージアム・パートナーと連携した調査、展示、体験の充実 など

(5) 県民ニーズをふまえた博物館の機能向上に向けた開館時間の見直し（別紙1参照）

利用者の多様なニーズに応えていくため、博物館の機能向上に向けて昨年度に実施した開館時間変更の試行結果をふまえ、開館時間の見直しに向けた条例改正等の必要な手続きを行い、周知を図っていきます。なお、利用者のアンケート結果をふまえ、開館時間の弾力的な運用も合わせて行っていきます。

(6) 継続的な経営改善の取組

今後の博物館運営が県財政に影響を及ぼさないよう、引き続き経費の節減に努めるとともに、企業や公的団体等から多様な財源が確保できるよう努めていきます。

また、博物館協議会および当協議会のもとに設置した評価部会を活用し、引き続き、第三者の視点による経営面や事業の評価を行い、自己改善の取組を一層進めていき、さらに安定した経営基盤の確立と効果的な博物館活動に自らつなげていきます。

三重県総合博物館の機能向上に向けた開館時間の見直しについて

1 現状

三重県総合博物館は、平成 26 年 4 月の開館以来、「①三重の自然と歴史・文化に関する資産を保全・継承し、次代へ活かす、②学びと交流を通じて人づくりに貢献する、③地域への愛着と誇りを育み、地域づくりに貢献する」の 3 つの使命の実現に向けて取組を進めてきました。

開館以降、博物館の取組を多くの方に知っていただくため、利用者の拡大に注力し、魅力的な展覧会の開催およびこれに関連する事業等の実施に取り組み、平成 30 年度末には入館者が 131 万人となりました。

2 課題

(1) 県民ニーズへの対応

これまで、利用者の多様なニーズに対応し、展覧会をはじめ、講座、フィールドワークなどの学習支援活動、レファレンス、学校連携などに取り組んできましたが、博物館活動の基礎となる資料の収集・整理や調査・研究、遠隔地の県民に対するアウトリーチ活動（移動展示、出前授業）等に対して、十分に対応できていないことが大きな課題となっています。

<来館者アンケート>

平成 30 年 8 月 4 日から 21 日まで、回収数 430 人

今後力の入れてほしい取組に対する回答

- ・魅力ある企画展の開催 49.3%
- ・展覧会やイベントの情報発信 34.9%
- ・企画展等と連携したイベントの実施 33.5% など

こうしたニーズに応えていくには、博物館活動の基礎となる資料の収集・整理、調査・研究を充実させていくことが重要となります。

(2) 利用実態と資源の有効活用

現在の博物館の開館時間は、仕事や学校帰りの利用者を見込んで交流創造エリアを 19 時までとし、展示エリアについても土・日・祝日については 19 時まで延長していますが、平成 27 年度から 29 年度までの来館者の利用状況を見てみると、17 時から 19 時までの利用率は利用者全体の 5.3%と低い状況にあります。

しかしながら、運営面では、同時時間帯も受付業務委託や職員の日直当番など多くの負担が発生しており、費用対効果の面からもあまり効果的と言える状況ではなく、特に日直当番による職員配置が、時間の有効活用等で大きな課題となっています。

<現在の開館時間等> ※

展示エリア (基本展示室、企画展示室、交流展示室)	平日/9時～17時 土・日・祝/9時～19時
交流創造エリア (交流活動室、こども体験展示室、実習室、資料閲覧室、 三重の実物図鑑、レクチャールーム、レファレンスカウンター)	9時～19時

※ 三重県総合博物館条例第 14 条第 3 項の規定による開館時間、入館時間および利用時間の変更については、館長へ事務が委任されており、多くの来館者が見込まれる時期(土・日・祝)には展示室の利用時間を 17 時から 19 時まで延長するなど弾力的な運用を実施

3 開館時間の見直し

今後、経営資源を有効に活用し、効率的、効果的な博物館運営を行うため、課題である開館時間の見直しが県民サービスの低下や利用者にとって不利益にならないかなどを検証するため、来館者アンケート、開館時間変更(17時まで)の試行および運営面の効果等の検証を行いました。

(1) 来館者アンケートの実施

平成 30 年 11 月 17 日から平成 31 年 2 月 17 日までの約 3 か月間、回収数 512 人

【アンケート結果】

① 開館時間を 17 時までとしたことに関する設問

- ・支障はない 95.1%
- ・支障があった 3.7%

② 開館時間のあり方に関する設問

- ・夏休みやゴールデンウィークなど特定の時期や曜日だけ 19 時まで開館する 63.5%
- ・17 時まで閉館してもよい 23.4%
- ・19 時まで開館するほうがよい 11.1%

(2) 試行による成果等

これまで課題であった博物館の基礎的な活動である「調査研究や資料を収集し、保存処理して整理し、活用するために永久に保存する」ことに、しっかり取り組むことができ、収蔵資料のデータベースを充実させることができました。また、その成果を生かした展示や VR (バーチャルリアリティ) への活用等にもつながりました。

<主な成果等>

- ・館外への調査研究機会の増加 (試行期間中 11 件実施 (平成 29 年度 6 件))
- ・収蔵資料のデータベースの充実 (例: 自然系資料 100 点実施 (平成 29 年度 2 点))
- ・館内でミニ企画展の開催 (平成 31 年 3 月 2 日から 4 月 5 日)
- ・紀北町での移動展の開催 (平成 31 年 2 月 23 日、24 日)
- ・施設維持管理経費の節減 (約 70 万円)
- ・時間外勤務の減少 (平成 29 年度に比べ 238 時間)
- ・休暇の取得増加 (平成 29 年度に比べ 69 時間)

4 今後の方針

試行の結果、利用者にはほとんど支障はなく、特定の時期や曜日だけ開館時間を 19 時までとすることで、利用者のニーズに応えることがわかりました。また、博物館の運営面でも大きな効果がありました。

今後、開館時間の短縮により生み出された資源を活用して、県全域で博物館の基礎的活動を展開することで、館内の展示内容やワークショップの充実につなげるとともに、移動展示や出前授業、フィールドワークといったアウトリーチ活動を充実させ、次世代の地域への関心や愛着を育み、三重の人材の育成・定着につなげるなど、博物館の5年間の総括をふまえた今後の方向性を着実に進め、県民サービスの向上を図っていきます。

なお、開館時間の見直し時期は、開館5周年の夏の特別展の終了以降に行うこととし、それに向け条例改正等の必要な手続きを行い、周知を図ってまいります。

また、開館時間が変更された場合も、利用者のニーズに対応するため、夏休みやゴールデンウィークなど特定の時期や曜日については、開館時間を 19 時までとする弾力的な運用を図ってまいります。

5 これまでの経過と今後のスケジュール

平成30年8月	来館者に対するアンケート調査結果の検証
10月	常任委員会への報告（開館時間変更の試行） 開館時間変更の試行に係る周知
11月～	開館時間変更（17時まで）の試行および来館者アンケートの実施 *平成31年2月までの約3か月間
平成31年2月	アンケート結果の分析・運営面の効果等検証
3月	常任委員会への結果報告
令和元年5月	常任委員会へのこれまでの経緯等説明
6月	条例改正議案の提出
7月～9月	開館時間変更の周知 開館5周年記念特別展 開催（7/6～9/16）
10月	開館時間変更

5 特定歴史公文書等の適切な保存・利用について

1 現状

本県では、歴史資料として重要な公文書の収集を平成6年から開始し、保存期間が満了した公文書のうち歴史資料として重要な公文書を保存してきました。

平成26年4月、公文書館機能を持つ博物館である「三重県総合博物館」が開館して以降、歴史資料として重要な公文書を博物館が収蔵する実物資料とともに保存・公開することにより、公文書館機能を担っています。

2 「三重県公文書等管理条例（仮称）」の制定に向けて

公文書の適正な管理を徹底し、公文書に対する県民の信頼を高めること並びに公文書のうち歴史資料として重要なものについて、将来にわたり県民共有の知的資源として保有し、県民の皆様に利用いただくためのルールの明確化を図ることを目的として、「三重県公文書等管理条例（仮称）」の制定に向けた準備を平成30年度から進めています。

条例には、歴史資料として重要な公文書を特定歴史公文書等として博物館で永久に保存すること、特定歴史公文書等の利用請求権を創設することを明記するほか、特定歴史公文書等の利用請求や利用決定に係る審査請求の手続き等について規定する予定です。

（1）公文書等管理条例検討懇話会

総務部と連携して有識者からなる公文書等管理条例検討懇話会をこれまで3回（1月29日、3月26日、5月27日）開催し、「三重県公文書等管理条例（仮称）中間案（案）」を取りまとめました。

中間案（案）に係る懇話会での主な意見は次のとおりです。

- ・「特定歴史公文書等」の範囲について、個人から寄贈・寄託されるもののうち、具体的にどのようなものが条例の対象となるのかを明確にしておくべきである。【第2条第4項】
- ・実施機関が保存期間の満了した簿冊等を廃棄する際に知事への報告だけであれば、実施機関の意向で勝手に廃棄が可能となるので、条文の考え方は良いが規定を見直す方が良い。【第9条】
- ・特定歴史公文書等の廃棄の「歴史資料として重要でなくなったと認める場合」の要件について、今後、運用規程等でその旨明確にしておく必要がある。【第23条】

(2) 公文書館機能に係る主な課題

- ・博物館では、歴史資料として重要な公文書の公開・閲覧を行政サービスとして行っていますが、条例制定に伴い、資料閲覧については、すべての方に対する利用請求権として保障されることになるとともに、現在だけでなく将来の県民に対する県の諸活動に係る説明責任が求められることから、これに適切に対応できる体制の構築に向けた検討が必要です。
- ・条例が適切に運用されるよう、特定歴史公文書等の保存、利用等の具体的な手続きを規定する規則の策定等を進める必要があります。

3 今後のスケジュール

令和元年7月～8月	パブリックコメントの実施
令和元年8月	第4回懇話会
令和元年9月	県議会定例会会議：条例案提出
令和2年4月	条例施行

4 参考

○条例案の中間(案)の主な特徴

- (1) 条例の目的に、公文書は行政だけではなく県民全てのものであることを明確にし、公文書を現在だけでなく、将来の県民に対しても残していくため、公文書等の作成から廃棄まで一連の管理、保存の手續等を定めることにより、「県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政を推進」と明記【第1条】
- (2) コンプライアンスの確保を図るために、保存期間が満了した公文書ファイル等の廃棄時の知事への報告及び三重県公文書等管理審査会への意見聴取、公文書の管理状況の知事への報告及び公表の手續等を明記【第9条・第10条】
- (3) 保存期間満了前のできる限り早い時期に、保存期間満了時の措置として、博物館への移管措置又は廃棄措置を決定する仕組み(レコードスケジュール)の導入【第5条】

(別添：参考資料)

- ・「三重県公文書等管理条例(仮称)」の中間案(案)について
- ・「三重県公文書等管理条例(仮称)」の中間案(案)

6 「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」の策定に向けた基本的な考え方について

1 策定の趣旨

県では、「人権が尊重される三重をつくる条例」に基づく「三重県人権施策基本方針（第二次改定）」（2016（平成28）年度～2025（令和7）年度）の取組の方向に沿って「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン（以下「第三次行動プラン」という。）」（2016（平成28）年度～2019（令和元）年度）を策定し、人権施策の推進に取り組んできました。

第三次行動プランの最終年度が2019（令和元）年度であることから、「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン（以下「第四次行動プラン」という。）」を策定するものです。

2 策定方向

第四次行動プランは「三重県人権施策基本方針（第二次改定）」が示す「めざす社会」を実現するための具体的な取組内容や計画の推進について定めます。

また、第四次行動プランの策定にあたっては、第三次行動プランにおける取組の成果や課題に加え、今年度実施する「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果や、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」および「部落差別解消推進法」の施行等、人権をめぐる社会状況の変化などをふまえながら検討を進めていきます。

3 第四次行動プランの概要

(1) 基本的な考え方

①「三重県人権施策基本方針（第二次改定）」の具体化

基本方針で定められた「めざす社会」、「基本理念」、人権施策・人権課題ごとの「基本方針」や「取組項目」に沿って、人権施策を総合的に推進します。

②「みえ県民カビジョン・第三次行動計画（仮称）」との整合

「みえ県民カビジョン・第三次行動計画（仮称）」の計画期間、数値目標、施策体系との整合を図ります。

③第三次行動プランの成果と課題

第三次行動プランの施策分野・人権課題ごとの成果と課題をふまえて、今後の具体的な取組を示します。

④計画期間

2020（令和2）年度から2023（令和5）年度まで

(2) 人権施策の推進

①推進体制

県組織の横断的な推進体制（「三重県人権施策推進会議」、「人権監等会議」）により、「三重県人権施策審議会」における調査・審議をふまえて、人権施策を推進します。

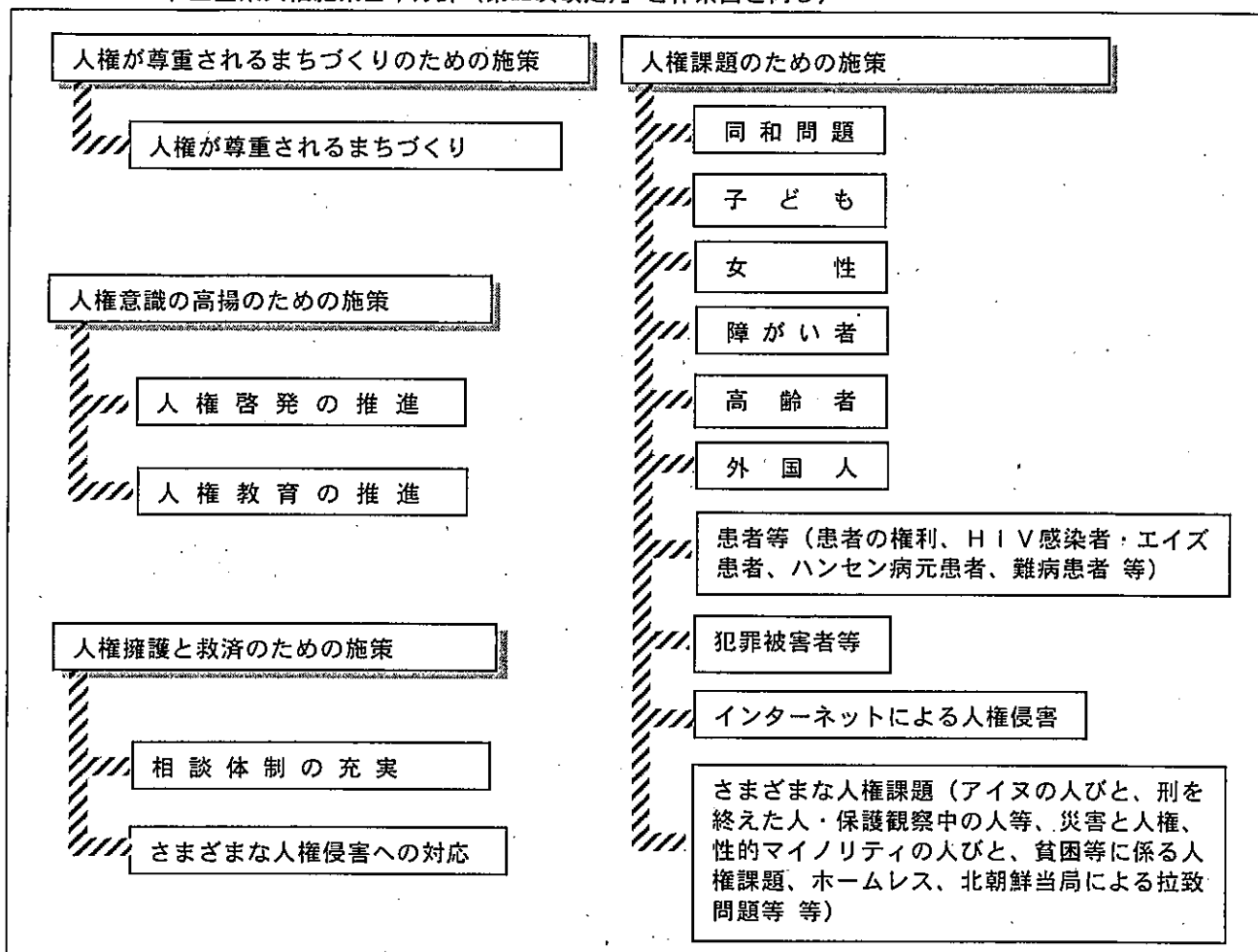
②進捗管理

「みえ県民カビジョン・第三次行動計画（仮称）」の主指標（仮称）・副指標（仮称）と整合を図りながら、第四次行動プランの数値目標を設定し、進捗管理を行っていきます。

取組の結果については、年次報告として人権施策審議会に報告するとともに、ホームページなどで周知し、得られた意見を次年度以降の施策に反映していきます。

参考 【人権施策体系図】「第三次行動プラン」

(「三重県人権施策基本方針(第二次改定)」と体系図と同じ)



4 策定スケジュール(案)

8月～9月	人権問題に関する三重県民意識調査(実施)
9月	三重県人権施策審議会(素案の審議)
10月～1月	人権問題に関する三重県民意識調査(集計・分析)
10月	環境生活農林水産常任委員会(素案の説明)
11月～12月	三重県人権施策審議会委員への中間案に対する意見聴取
12月	環境生活農林水産常任委員会(中間案の説明)
12月～1月	パブリックコメントの実施
2月	三重県人権施策審議会(最終案の審議)
3月	環境生活農林水産常任委員会(最終案の説明)
	第四次行動プラン策定・公表

7 第2次「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」骨子案について

1 プログラム策定の経緯

伊勢志摩サミットは、安全安心が確保され成功裏に閉幕したことに加え、「テロ対策パートナーシップ」の発足を契機に、官民一体で地域密着型のテロ対策が展開されるなど、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という県民一人ひとりの気運が一層高まる機会となりました。

県民と事業者、市町、警察などさまざまな主体との協創による安全で安心な三重のまちづくりをめざし、この気運の高まり（サミットのレガシー）を引き継ぎ発展させて、防犯・交通安全に係る取組を総合的に推進するため、平成29年1月に策定した現行プログラムが令和元年度末で終期を迎えることから、今年度、新たなプログラムを策定します。

2 次期プログラムの期間

令和2（2020）年度から令和5（2023）年度まで

3 次期プログラムの概要

現行プログラムにおける基本方針は引き継ぐ形で、より効果的な促進に資するよう、令和2年度以降の安全で安心な三重の実現に向けた取組の方向性や重点テーマ等について、必要な見直しを行った上で、次期プログラムを策定します。

【基本方針】

めざす姿：『県民力でつくる犯罪や交通事故のない、安全で安心な三重』
（意識づくり）防犯・交通事故防止意識を高める
（地域づくり）地域の防犯・交通安全力を向上させる
（環境づくり）犯罪や交通事故を防ぐ環境を整える

4 次期プログラム策定のポイント

（1）基本的な考え方

サミット開催を機に高まった県民一人ひとりの気運を引き継ぎ、「オール三重」の運動へと発展させることをめざす本県の特徴を十分に生かしつつ、現行プログラムの推進を通じて明らかとなった成果と課題、県民意識の変化や近年の犯罪情勢等の傾向等をふまえ、以下に掲げる3つの視点で改定を行います。

【視点1】 『県民目線で手に取りやすく、活用しやすいように』

〈考え方〉

○重要なアクションの担い手である県民・事業者が、手に取りやすく、読みたくなるよう、イラストや写真を多く使い、文字量や表現、レイアウト等に配慮します。
○また、（現行プログラムにおける）期待する行動例の紹介のみならず、県内における実際の活動事例やアイデアの掲載を充実させることで、広く県民・事業者が活用しやすくなるよう見直します。

【視点2】 『市町職員にも活用いただけるように』

《考え方》

○現行プログラムにおいて、市町との協力・連携の必要性を明記したものの、県が策定した計画という印象が依然強く、市町職員に十分活用されていないことが明らかとなったため、新たに県と市町の適切な役割分担をふまえた具体的なプログラム推進の方向性や、市町の取組事例等を掲載するなど、市町職員が日頃の業務等で活用しやすくなるよう見直します。

*【視点2】を十分に意識し、次期プログラム策定の過程においては、市町職員と十分に議論していきます。

【視点3】 『喫緊の課題に対応した「重点テーマ」の再設定』

《考え方》

○プログラムのより効果的な推進に資するよう、現行プログラム策定時からの県民意識の変化や、近年の県内における犯罪の傾向等をふまえ、喫緊の課題のみに絞った「重点テーマ」を再設定します。

*「重点テーマ」の再設定においても、多くの県民・事業者にとって身近に感じやすく、分かりやすいシンプルなものとなるよう【視点1】を考慮します。

○「重点テーマ」の再設定に伴い、活動指標（定量的に進捗管理）についても見直します。

(2) 主な改定内容

別紙1 参照

5 次期プログラムの骨子案

別紙2 参照

6 検討体制

次期プログラムの策定にあたっては、県の関係部局等からなる庁内連絡会議において、取組状況等を把握した上で、外部有識者や県民代表・警察・関係団体等からなる「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり推進会議」で意見を聴取するとともに、県民の皆さんに対するパブリックコメントを実施するなど、幅広い意見を反映していきます。

また、プログラムの推進には市町との協力・連携が不可欠であることから、策定の過程において、市町の意見を聴取し、市町担当者会議等を通じて議論を重ねます。

7 今後のスケジュール（案）

8月	第2回推進会議（有識者等会議）（中間案の審議）
10月	環境生活農林水産常任委員会（中間案の説明）
10月～11月	パブリックコメントの実施
11月	第3回推進会議（有識者等会議）（最終案の審議）
12月	環境生活農林水産常任委員会（最終案の説明）
1月～2月	プログラム公表、パンフレット等の作成
3月	キックオフ（県民大会）

「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」の主な改定内容

【視点1】『県民目線で手に取りやすく、活用しやすいように』
【視点2】『市町職員にも活用いただけるように』
【視点3】『喫緊の課題に対応した「重点テーマ」の再設定』

1 【視点1・2】による見直し

該当箇所	改定内容	視点
冊子全般	文字量、レイアウト・構成面等を工夫し、読みやすさ等に配慮した見直しを行います。	
<新規>	県民・事業者へのメッセージとともに、より親しみを持ってもらえるよう、新たにプログラムの「キャッチフレーズ」を設けます。	【視点1】
<新規>	新たに、「県民・事業者によるアクション」を紹介する「章」を起こし、県民等に参考となる活動事例やアイデア等を充実させます。	
推進体制	市町との一層緊密な連携による次期プログラム推進のため、新たに、「県と市町の適切な役割分担をふまえた取組の方向性」等を明記します。	【視点2】
<新規>	市町間で熟度の差が見られる取組の促進を図り、県内市町の地域防犯力等の底上げに資するよう、新たに、「市町における取組事例」等を掲載します。	
策定後の展開	新たに、次期プログラム推進における各主体との関わり方や、県民・事業者ならびに市町へのメッセージ等を掲載します。	【視点1】 【視点2】

2 【視点3】による「重点テーマ」の再設定 (7項目⇒6項目)

重点テーマ		考え方
新テーマ (次期プログラム)	現テーマ (現行プログラム)	
① 【新規】 地域の防犯力を高める	子ども・女性・高齢者を犯罪から守る	■高齢化に伴う担い手不足を背景に地域の主体間連携や効果的な見守り等が喫緊の課題
② 子どもを犯罪から守る		■子ども・女性・高齢者に対する犯罪への県民の不安が依然解消されていない ＜一層充実のため個別テーマ化＞
③ 女性を犯罪から守る		
④ 高齢者を犯罪から守る		
⑤ 【新規】 近年懸念される犯罪等に対する安全・安心を確保する		■近年、県内で相次ぐ盗難や特殊詐欺、サイバー犯罪等への対応が喫緊の課題 ■今後、配慮を要する外国人や障がい者等に対する犯罪やテロへの備えも課題
⑥ 交通事故ゼロ・飲酒運転ゼロをめざす	交通事故ゼロ・飲酒運転ゼロをめざす	—
《⑤への溶け込み》	IT社会における安全・安心を確保する	■近年懸念される犯罪等(⑤)の1つに整理
《移動》	犯罪被害に遭いにくい生活環境を確保する	■基本方針「環境づくり」の中への盛り込みを検討
《①・⑤への溶け込み》	テロ対策を推進する	■(サミット時より)県民意識から遠い側面があるものの、依然重要な課題であるため(⑤)の1つに整理 ■また、官民一体で備える必要性を強調する意味で(①)の1つにも整理
《②・⑤への溶け込み》	薬物乱用を防止する	■一定改善が見られるものの、依然重要な課題として(⑤)の1つに整理 ■特に懸念される若年層への乱用拡大を(②)の1つに整理 ＜薬物事犯検挙人員の減、危険ドラッグ販売店舗0の維持＞
＜削除＞	犯罪被害者等支援策を充実させる	■別途、条例に基づく推進計画を策定予定

※「新テーマ」(①～⑥)は、【視点1】も考慮し、県民に身近なテーマとなるよう配慮します。

第 2 次

「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」

(骨子案)

令和元年 6 月

三重県

知事のコメントおよび写真を掲載

第1章 改定にあたって

1. 改定の趣旨

本県では、県民と事業者、市町、警察など、さまざまな主体との協創による安全で安心な三重の実現をめざし、県民に大きな不安を与える凶悪犯罪や犯罪情勢の急激な変化等に伴う新たな課題に対応するとともに、伊勢志摩サミットのレガシー（自分たちの地域は自分たちで守るという気運の高まり）を引き継ぎ発展させて、防犯・交通安全に係る取組を総合的に推進するため、平成29年1月に「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」（以下「プログラム」という。）を策定しました。

今般、プログラムの計画期間が令和元年度末で終了することから、前期における成果や明らかとなった課題、県民意識の変化や近年の犯罪情勢等の傾向等をふまえ、第2次プログラムを策定したものです。

2. 前期を振り返って

(1) 主な成果

- ・延べ約1,400人（平成30年度末時点）の県民・事業者等に対するプログラムの周知、アクションの喚起等を実施し、着実にプログラムの地域への浸透が図られています。
- ・県が市町等と連携し、県内各地で多様な主体と地域の課題やアイデア等について意見交換等を行う「座談会」の全地区（18警察署単位）開催などを通じて、新たなアクションやネットワーク構築に繋がった例が複数確認されています。
- ・県内各地のさまざまなアクションを収集し、ホームページやさまざまな機会を捉えて紹介したことで、他市町への横展開が図られつつあります。
- ・3年前と比べて、地域の防犯ボランティア活動に参加経験のある人の割合が大幅に増加（6.8%⇒14.0%）しています。
- ・新たな防犯リーダー37名（修了者）の関係市町への紹介とともに、市町における日頃からの連携等と呼びかけており、今後は各地域でリーダーの活躍が期待されます。

(2) 主な課題

- ・刑法犯認知件数等は減少傾向にあるものの、子ども・女性・高齢者が被害者となる犯罪をはじめとする県民の犯罪等への不安が依然として解消されていません。
- ・県民の犯罪等への不安解消のためには、県と市町の適切な役割分担による、これまでも増して緊密な連携のもとでのプログラム推進が急務となっています。
- ・高齢化に伴う担い手不足等を背景に地域を見守る目が減少しており、地域における自主防犯ボランティア、企業や学校等各主体間のネットワーク構築が課題となっています。
- ・県内で相次ぐ高齢者に対する特殊詐欺や、刑法犯の大きな割合を占める盗難・万引きなど、近年懸念される犯罪等に対する安全・安心を確保する必要があります。
- ・引き続き、交通事故防止や飲酒運転の根絶に向けて取り組む必要があります。

3. 今回のプログラムの「キャッチフレーズ」

アイデアを集め、アクションを広げよう！！

前期を振り返ると、さまざまな成果が見られる一方で、複数の課題が明らかとなり、この課題に立ち向かうためには、県だけではなく、県と市町のこれまでも増した緊密な連携や協力が求められることはもちろん、地域における県民・事業者の皆さんの理解や協力が欠かせません。

その第一歩として、今回のプログラムでは、冊子の中に「県民の皆さんが手に取りやすい」、「市町職員が活用しやすい」といった視点を新たに取り入れるとともに、前回以上に県民や事業者、市町等各主体の皆さんに対するメッセージを具体的に盛り込むなど大幅な見直しを行いました。

現在、このプログラムを手にとって、読まれている皆さんに、まずはご理解いただき、いろんな場面でご活用いただければ幸いです。

そして、皆さんの家族や知人、ご近所や職場など、少しでも多くの方にこのプログラムを広げていければ、このプログラムはどんどん進化し、皆さんに紹介できるアクションがもっともっと増えていくことでしょう。

今回のプログラムから新たに掲げるキャッチフレーズは『アイデアを集め、アクションを広げよう！！』です。日本で一番安全で安心な三重の実現をめざし、皆さんと一緒にたくさんの方のアイデアを集め、県内各地にアクションを広げていきたいと思っております。

<キャッチフレーズ（イメージ）のイラスト等を挿入>

4. プログラムの概要

(1) 計画の位置づけ

「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」第2条に定めるとおり、県が「犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有すること」、また、「第10次三重県交通安全計画」に基づく諸施策の推進により、交通事故のない安全・安心な社会の実現を図っていくことから、「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」の中で、県を挙げて犯罪等をなくすための取組を総合的かつ横断的に推進していく個別計画とします。

(2) 計画期間

令和2（2020）年度から令和5（2023）年度までの4年間

※「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」と同様の期間

第2章 三重県の安全・安心まちづくりに関する状況

1. 犯罪と交通事故の情勢

<犯罪と交通事故にかかる主な統計データを掲載>

2. 県民の皆さんの意識

(1) 調査の概要

<平成30年度の意識調査における調査期間・調査対象・調査方法等を掲載>

(2) 調査結果概要

<主な調査結果の分析・まとめを掲載>

第3章 プログラムがめざすもの

1. 基本方針

【めざす姿：県民力でつくる犯罪や交通事故のない、安全で安心な三重】

県と県民、事業者、市町、警察、関係団体等、さまざまな主体が協創することにより、「意識づくり」・「地域づくり」・「環境づくり」を進め、犯罪や交通事故のない、安全で安心な暮らしを確保することをめざします。

基本方針	方向性
意識づくり	防犯・交通事故防止意識を高める
地域づくり	地域の防犯・交通安全力を向上させる
環境づくり	犯罪や交通事故を防ぐ環境を整える

2. 基本目標

めざす姿に近づくことを定量的に表すものとして、前期プログラムにおける2項目（刑法犯認知件数・交通事故死者数）に加え、県民・事業者へのアクションの広がり の程度を把握するため「地域の防犯・交通安全活動に参加したことがある人の割合」を新たに「基本目標」として設定します。

また、第4章記載の重点テーマごとに「活動指標」を設定し、「基本目標」およびめざす姿実現のための進捗管理を行います。

目標項目	現状値(平成30年)	目標値(平成35年)
刑法犯認知件数	11,247件	○件未満
交通事故死者数	87人	○人以下
地域の防犯・交通安全活動に参加したことがある人の割合【新規】	○%	○%

*具体的な目標値や活動指標は適切な数値・指標を今後検討し、改めてお示しします。

3. 推進体制

(1) 市町と一緒に進めます

県内の市町は、住民に最も身近な自治体として、防犯・交通安全に取り組む地域の皆さん等と直接関わりながら、さまざまな取組を行っています。今回、明らかとなった県民の皆さんの不安を解消し、犯罪や交通事故のない安全で安心なまちづくりを実現するには、市町とのこれまで以上に緊密な連携が欠かせません。

県は、広域自治体として、市町への基礎的知識の普及や、市町間の地域防犯力の底上げ等に資する取組や機会の提供のほか、さまざまなアクションの他市町への横展開を図るものとし、市町は、基礎的自治体として、地域の自主防犯ボランティア等の実態把握をはじめ、実情に応じた防犯活動や必要な支援、地域の各主体が意見交換等を行う機会の提供など、地域に根ざした活動を進めていくことが求められます。

このことをふまえ、県と市町の担当者同士が意見交換等を行う機会を充実させることにより、それぞれの役割や各市町における課題への対応など必要な議論を重ね、県と市町でプログラムの理念や方向性を共有するとともに、日頃から県と市町の緊密な連携について十分意識しながら、「めざす姿」の実現に向けて取り組んでいきます。

(2) 多様な主体の意見を聞きながら進めます（PDCAサイクル）

○県の各部局等からなる「三重県安全安心まちづくり・犯罪被害者等支援施策連絡会議」において、活動指標の達成状況や取組状況等を把握した上で、外部有識者や県民代表、関係団体等からなる「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり推進会議」で意見を聴取するなど、さまざまな主体とともに、めざす姿の実現に向けた方向性等の改善を図っていきます。

○また、毎年度の節目に開催する県民大会等を通じて、県民・事業者等と課題や方向性を共有するとともに、「オール三重」で防犯・交通安全活動に取り組んでいく決意を確認します。

○なお、プログラムを進める上では、基本目標や各重点テーマの活動指標の進捗状況に加え、安全で安心な三重のまちづくりに関するアンケート調査等における県民の皆さんの意識等を参考とします。

第4章 重点テーマ

プログラム推進を通じて明らかとなった課題、県民意識の変化や近年の県内における犯罪等の傾向等をふまえた、特に注力すべき課題として「重点テーマ」を以下の6つとします。

* 「重点テーマ」ごとに、「取組の方向性」、「県民・事業者に期待するアクションの例」、「市町の取組」、「県の取組」などを整理して掲載します。

1. 地域の防犯力を高める

⇒地域の実情に応じた、担い手の確保や、自主防犯ボランティア・自治会、企業や学校等各主体間のネットワークの活性化や効果的な見守り等、多角的な視点による活動を促進し、地域防犯力を高めます。

2. 子どもを犯罪から守る

⇒登下校時における犯罪、性犯罪や児童虐待、SNSに起因する福祉犯等の被害に遭いやすい子どもに対する犯罪の抑止を図ります。

3. 女性を犯罪から守る

⇒性犯罪や性暴力、DV等の被害に遭いやすい女性に対する犯罪の抑止を図ります。

4. 高齢者を犯罪から守る

⇒特殊詐欺や悪質商法の被害に遭いやすい高齢者に対する犯罪の抑止を図ります。

5. 近年懸念される犯罪等に対する安全・安心を確保する

⇒県内で多発する盗難や空き巣被害、近年懸念されるサイバー犯罪、障がい者への虐待、言語や文化等の違いから配慮を要する外国人等に対する犯罪やテロ等への安全・安心を確保します。

6. 交通事故ゼロ・飲酒運転ゼロをめざす

⇒県民一人ひとりの交通安全意識を高めて、交通事故防止に取り組むとともに、社会全体で飲酒運転の根絶をめざします。

第5章 県内のアクション（県民・事業者の皆さんの活動事例等の紹介）

県内各地域で、県民や事業者の皆さんによるさまざまなアクションが展開されています。ここでは、特筆すべきアクションを起こす団体やさまざまなアイデアを紹介します。日頃の地域活動や日常生活、企業や学校における活動などにおいて、少しでも多くの県民の皆さんの参考となれば幸いです。

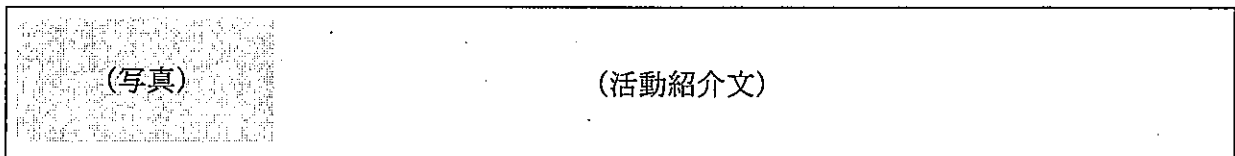
1. 活動事例の紹介

* 以下は掲載イメージ（収集した事例のうちモデル的な15～20団体程度を紹介予定）

* 『 』内には、団体の特徴を表したキャッチフレーズを記載

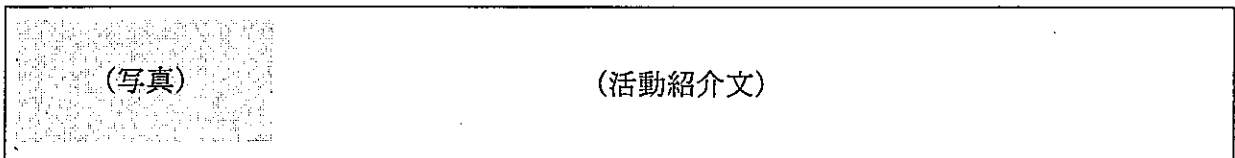
(1) ○○見守り隊（○○市）

『地域と企業が一体で行う見守りモデル』



(2) 株式会社○○（○○市）

『アイデアあふれる企業独自の交通安全活動』



(3) ○○高校ボランティア部（○○町）

『・・・・・・・・』

-----<以下同様>-----

2. 参考となるアイデア集

* 以下は掲載イメージ（地域でよくある課題等の解決に向けたアイデアなどを掲載）

(1) 小さな子どもを持つ親世代と連携するためのアイデア

・・・・・・・・（○○防犯隊）

(2) 活動資金を捻出するためのアイデア

・・・・・・・・（○○自治会）

(3) 個人の活動負担を減らすアイデア

・・・・・・・・（○○協議会）

(4) ○○○を解消するためのアイデア

-----<以下同様>-----

第6章 アクションを広げよう（策定後の展開）

1. 「オール三重」の県民運動へ

＜プログラム推進における県民・事業者、市町等との関わり方等を記載＞

2. アクションを広げよう

＜県から県民・事業者、市町に対するメッセージを記載＞

＜県民・事業者、市町からのプログラム（県の提案）に対するコメントを掲載＞

※巻末に各種相談窓口（県の防犯・交通安全関連等）を掲載する予定です。

8 三重県犯罪被害者等支援推進計画（仮称）骨子案について

1 趣旨

犯罪被害者等が、受けた被害の早期の回復または軽減および犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進するため、平成31年4月1日に施行した「三重県犯罪被害者等支援条例」（以下「条例」という。）に基づき、犯罪被害者等に対する支援が犯罪被害者等の立場に立って適切に途切れることなく提供されるよう推進計画を策定します。

2 計画の期間

令和2（2020）年度から令和5（2023）年度まで

3 計画の概要

推進計画に定める内容は、条例第9条の規定に基づき、犯罪被害者等支援に関する基本方針、犯罪被害者等支援に関する具体的施策、そのほか犯罪被害者等支援施策を推進するために必要な事項とします。

犯罪被害者等に対する支援は、犯罪被害者等の心身の状況に応じた支援が必要なため、県、市町、民間支援団体等さまざまな関係機関・団体により行われる必要がありますが、犯罪被害者等の立場に立って適切に途切れることなく支援が提供されるには、それぞれの関係機関・団体の連携が不可欠です。

このことから、関係機関・団体と連携した支援体制の構築や犯罪被害者等を支える社会の形成の促進など、広域自治体として県が果たすべき取組を推進計画として策定します。

4 注力のポイント

推進計画の策定にあたっては、県、市町、民間支援団体、県民および事業者等が一体となって犯罪被害者等支援施策を推進するため、以下の2点に注力して取り組みます。

（1）市町との連携強化および相互補完的な役割分担

- ・県、市町それぞれの果たすべき役割を明らかにし、犯罪被害者等がいずれに支援を求めても犯罪被害者等の立場に立った支援が受けられるよう窓口機能の強化を図ります。
- ・犯罪被害者等が県内のいずれにあっても犯罪被害者等に寄り添った適切な支援が受けられるよう、みえ犯罪被害者総合支援センターのコーディネート機能を強化します。

（2）二次被害や被害の潜在化の防止

- ・二次被害の防止や犯罪被害者等が支援を求めやすい環境づくりをめざし、県民の理解促進を図ります。
- ・犯罪被害者等に直接関わる医療従事者や事業者等に対して、犯罪被害者等への支援や配慮について理解促進を図ります。

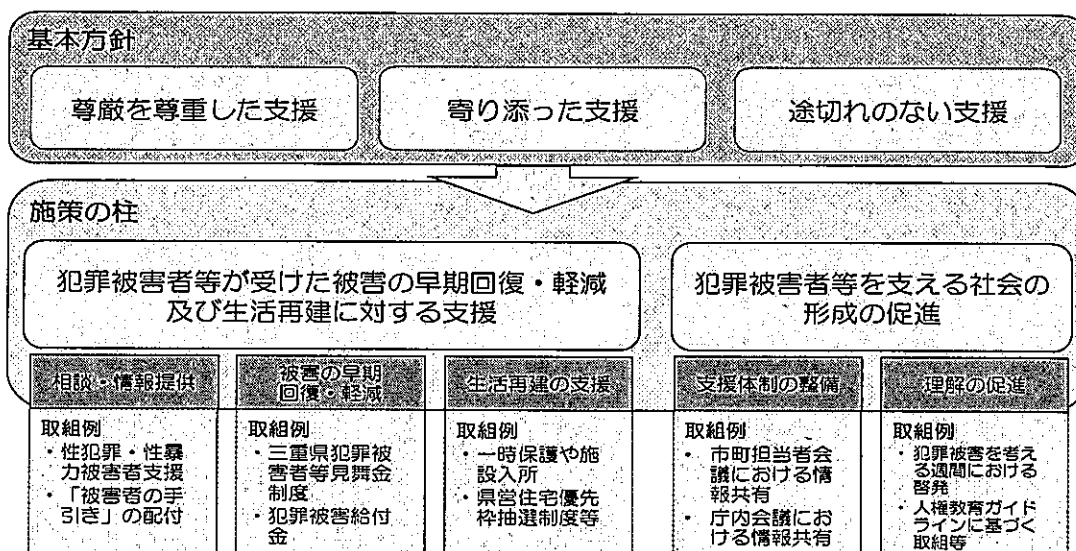
- ・特に二次被害を受けやすく、被害が潜在化しやすい性暴力・性犯罪の被害者について、県民の理解促進に加え、市町等の犯罪被害者等支援担当者の資質向上を図ります。

5 計画の骨子案

条例に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例に沿った構成とします。

「Ⅲ 犯罪被害者等支援に関する基本方針について」は、条例第3条の「基本理念」を県民全体が共有できるよう「基本理念」の各項をわかりやすく表現します。

「Ⅳ 犯罪被害者等支援に関する具体的施策について」は、第1条の「目的」に基づき、「犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減および犯罪被害者等の生活再建に対する支援」および「犯罪被害者等を支える社会の形成の促進」の2つに分け、具体的に整理します。(別紙1参照)



6 検討体制

有識者や県内の犯罪被害者等支援に携わる主だった機関を構成員とする「三重県犯罪被害者等支援施策推進協議会」を設置し、その意見を聴き、推進計画を策定するとともに、パブリックコメントを実施し、広く県民や犯罪被害者等に意見を求め、推進計画に反映させます。

また、施策の推進にあたっては、県の関係部局等からなる庁内連絡会議において意見を聴取するとともに、市町、関係機関等との連携も不可欠であることから、市町、関係機関等の意見も聴取します。

7 今後のスケジュール(案)

- | | |
|---------|-----------------------|
| 8月下旬 | 第2回推進協議会(中間案の審議) |
| 10月上旬 | 環境生活農林水産常任委員会(中間案の説明) |
| 10月~11月 | パブリックコメントの実施 |
| 11月下旬 | 第3回推進協議会(最終案の審議) |
| 12月上旬 | 環境生活農林水産常任委員会(最終案の説明) |
| 12月下旬 | 計画策定・公表 |

三重県犯罪被害者等支援推進計画（仮称） 骨子案

I 計画策定について

1 策定の経緯・趣旨

- ・国の動き
- ・本県の動き（条例制定への経緯）

2 計画の性格

- ・計画の位置づけ

3 計画の期間

- ・令和2（2020）年度～令和5（2023）年度

II 犯罪被害者等の現状等について

1 県内における犯罪等の状況

2 犯罪被害者等の置かれている状況

- ・直接被害に加えて、心身の不調、経済的困窮、二次被害等

3 犯罪被害者等実態調査の概要

III 犯罪被害者等支援に関する基本方針について（条例第3条）

1 犯罪被害者等の尊厳が尊重され、犯罪被害者等の立場に立った適切な支援が提供されること

2 犯罪被害者等の個々の事情・置かれている状況などに応じた犯罪被害者等に寄り添った支援が推進されること

3 県内のいずれにあっても必要な支援が途切れなく提供されること

IV 犯罪被害者等支援に関する具体的施策について

1 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減および犯罪被害者等の生活再建に対する支援（条例第1条）

（1）相談および情報の提供（条例第15、18条）

- ・犯罪被害者等に寄り添い、犯罪被害者の立場に立った適切な支援につながるための相談窓口、相談業務

- ・犯罪被害者等が必要とする支援に関する情報提供および助言

※犯罪被害者等実態調査で、事件後の支援で最も必要と挙げられていたものが支援サービスに関する情報提供であった。

施策例

- ・性犯罪・性暴力被害者支援
- ・犯罪被害者支援活動（警察本部）
- ・「被害者の手引」の配付事業（警察本部） など

(2) 被害の早期回復・軽減のための支援（条例第16、17条）

- ・身体的、経済的、精神的な被害からの早期回復への支援
- ・被害後、退職を余儀なくされる等、収入が減少することに加え、医療費等の新たな負担が生じるなど、経済的に厳しい状況に置かれがちな犯罪被害者に対する経済的負担の軽減

※犯罪被害者等実態調査で63%の方が、収入が減り、生活が苦しくなったと回答しており、必要な支援については、専門家による精神的なケアが2位となっている。

施策例

- ・「三重県犯罪被害者等見舞金制度」の運用
- ・犯罪被害給付制度（警察本部）
- ・経済的支援制度（警察本部）

(3) 生活再建に対する支援（条例第19～21条）

- ・再被害、二次被害を防止し、犯罪被害者等の安全の確保
- ・安全の確保等のため、従前の住居に居住することが困難になった場合の居住の安定
- ・被害後の退職・休職等を防止するため、犯罪被害者等を支える職場環境の整備や二次被害の防止

施策例

- ・再被害防止措置（警察本部）
- ・一時保護や施設への入所（子ども・福祉部、警察本部）
- ・犯罪被害者等の県営住宅優先枠抽選制度（県土整備部）

2 犯罪被害者等を支える社会の形成の促進(条例第4～8、10～13、22、23条)

(1) 支援体制の整備

- ・国、市町および関係機関等との連携による犯罪被害者等支援の実施
- ・犯罪被害者等支援に従事する支援従事者*¹の育成

*¹ 支援従事者：県および市町の職員その他犯罪被害者等支援に従事する者
(条例第10条)

【取組例】

- ・「犯罪被害者等支援施策市町担当者会議」における市町への情報提供および支援
- ・「三重県安全安心まちづくり・犯罪被害者等支援施策連絡会議」における市内の情報共有
- ・警察本部および警察署の犯罪被害者支援担当者と市町担当者との連携促進

(2) 犯罪被害者等への理解の促進

- ・犯罪被害者等の置かれている状況および犯罪被害者等支援の必要性についての県民の理解の促進
- ・児童、生徒に対して犯罪被害者等への理解促進および二次被害を防止するための教育

【取組例】

- ・「犯罪被害を考える週間」における啓発
- ・「人権教育ガイドライン」に基づく取組（教育委員会）

三重県犯罪被害者等支援条例（抜粋）

（目的）

第一条 この条例は、犯罪被害者等に対する支援（以下「犯罪被害者等支援」という。）に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的とする。

（基本理念）

第三条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が個人としての尊厳を重んぜられるとともに、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、犯罪被害者等の立場に立って適切に推進されなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等の置かれている生活環境その他犯罪被害者等の事情に応じて適切に推進されなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として推進されなければならない。

（推進計画）

第九条 県は、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下この条において「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 犯罪被害者等支援に関する基本方針

二 犯罪被害者等支援に関する具体的施策

三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援施策を推進するために必要な事項

3 県は、推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

9 三重県消費者施策基本指針の改定に向けた基本的な考え方について

1 三重県消費者施策基本指針について

三重県消費生活条例（以下「条例」という。）では、県は、「県民の消費生活の安定及び向上を図るために必要な消費者施策を策定し、及びこれを実施するものとする」と規定しています。

県では、三重県消費者施策基本指針（以下「基本指針」という。）を平成19年3月に策定し、2度の改定を経て、消費者施策を進めてきました。

また、基本指針の第3章第2項「自主的かつ合理的な消費活動への支援」を、「消費者教育の推進に関する法律」に基づく「消費者教育推進計画」として位置づけ、消費者教育を計画的に進めています。

現行の基本指針の計画期間が令和2年3月末で終了することから、令和2年3月中を目途に基本指針を改定します。

2 消費者施策に関する国の動向

国においては、平成27年度以降の5年間を対象とする「消費者基本計画」に基づき消費者施策を推進してきましたが、計画期間が終了することを見据え、現在、新たな消費者基本計画の策定に向けた取組を進めています。

また、消費生活に関する法律の改正等が行われており、その主なものは以下のとおりです。

(1) 消費者契約法の改正〔平成28年6月、平成30年6月〕

平成28年の改正では、不実告知における重要事項の範囲拡大、取消権の行使期間の伸長等が、平成30年の改正では、取り消しうる不当な勧誘行為や無効となる不当な契約条項が追加されるなど、消費者保護の強化が図られました。

(2) 特定商取引に関する法律の改正〔平成28年6月〕

業務停止命令を受けた事業者の役員等が、その停止の範囲内の業務を新たに開始することを禁止する規定等が追加されるなど、悪質事業者への対応の強化が図られました。

(3) 民法改正〔平成29年5月、平成30年6月〕

平成29年には、定型約款に関する規定が追加されるなど、債権に関する規定が121年ぶりに改正され、令和2年4月から施行されます。

また、平成30年には、成年年齢が18歳に引き下げられる改正が行われ、令和4年4月から施行されます。民法の成年年齢引下げに伴い、これまで未成年者取消権で保護されていた、18、19歳の若者が保護の対象から外れることになるため、消費者被害の防止に向けた対策が急務とされています。

(4) 学習指導要領の改訂

平成29年には、小・中学校の学習指導要領が改訂され、小学校の社会科、家庭科で、また、中学校の社会科（公民的分野）、技術・家庭科（家庭分野）で消費者教育に関する内容が充実されました。さらに、平成30年には、高等学校の学習指導要領が改訂され、成年年齢の引下げをふまえ、公民科、家庭科等において消費者教育に関する内容の充実が図られました。

3 基本指針(平成27年度～令和元年度)に基づく施策の成果と課題

現行の基本指針での成果と課題の主なものは次のとおりです。

(1) 消費者の安全・安心の確保

食の安全・安心、製品等の安全、取引の安全を確保し、表示の適正化を図るため、事業者に対する立入検査や研修を実施しました。今後も消費者の安全・安心確保のため、事業者の監視・指導を行うほか、消費者に対して、商品・サービス等についての信頼性の高い、十分な情報を提供していくことが必要です。

(2) 自主的かつ合理的な消費活動への支援

公正で持続可能な社会を形成するためには、消費者の自覚や自発的な行動が重要です。今後、市町等さまざまな主体と連携した取組や多様な手法・情報媒体を活用することで、幼児期から高齢期までのさまざまなライフステージに応じた取組を進めていくことが必要です。

消費者教育に関しては、県立高等学校において、国作成教材「社会への扉」を授業に活用するなどの取組が行われています。今後、令和4年4月から施行される成年年齢引下げを見据え、教育機関等との連携により、若年者向けの消費者教育を進めていくことが必要です。

(3) 消費者被害の防止・救済

消費生活相談に関しては、県や市町の体制を充実するとともに、弁護士による専門相談等も活用してきました。産業のデジタル化に伴う消費生活の変化、消費問題のグローバル化や法規制の緩和等による商品やサービス、決済方法の多様化等、社会環境の変化に的確に対応していく必要があり、消費生活相談における一層の専門性の確保が求められます。また、消費者に身近な市町における相談体制の充実のため、市町消費生活センターや消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置促進に向けた取組を進めることが必要です。

(4) 消費者行政の総合的・効果的推進

消費者行政の推進に関しては、国や市町と連携し、国交付金の活用や、消費生活相談における独立行政法人国民生活センターや市町相談窓口との情報共有を進めるとともに、市町、消費者団体、事業者団体等と連携した効果的な消費者啓発に取り組みました。

今後は、市町等多様な主体との連携をより一層進めることにより、消費者行政を充実・強化していく必要があります。

4 基本指針の改定について

現行の基本指針の成果を検証し、課題を整理するとともに、消費者を取り巻く社会環境の変化や国の動向等をふまえて、基本指針の改定を進めます。

(1) 計画期間

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度まで

(2) 検討体制

三重県消費生活対策審議会において審議いただくとともに、環境生活農林水産常任委員会で説明を行います。また、パブリックコメント、関係団体への意見照会を行い、指針に反映させます。

5 今後のスケジュール（案）

8月	消費生活対策審議会（骨子案の審議）
10月	環境生活農林水産常任委員会（骨子案の説明）
12月	環境生活農林水産常任委員会（中間案の説明）
12月～1月	パブリックコメントの実施
2月	消費生活対策審議会（最終案の審議）
3月	環境生活農林水産常任委員会（最終案の説明）

10 三重県認定リサイクル製品の認定および県による購入・使用の状況等について

1 「三重県リサイクル製品利用推進条例」の概要

(1) 目的

「三重県リサイクル製品利用推進条例」(平成13年3月制定)は、リサイクル製品の利用を推進することにより、リサイクル産業の育成を図り、資源が無駄なく繰り返し利用され、環境への負担が少ない循環型社会の構築に寄与することを目的としています。

(2) 県の役割

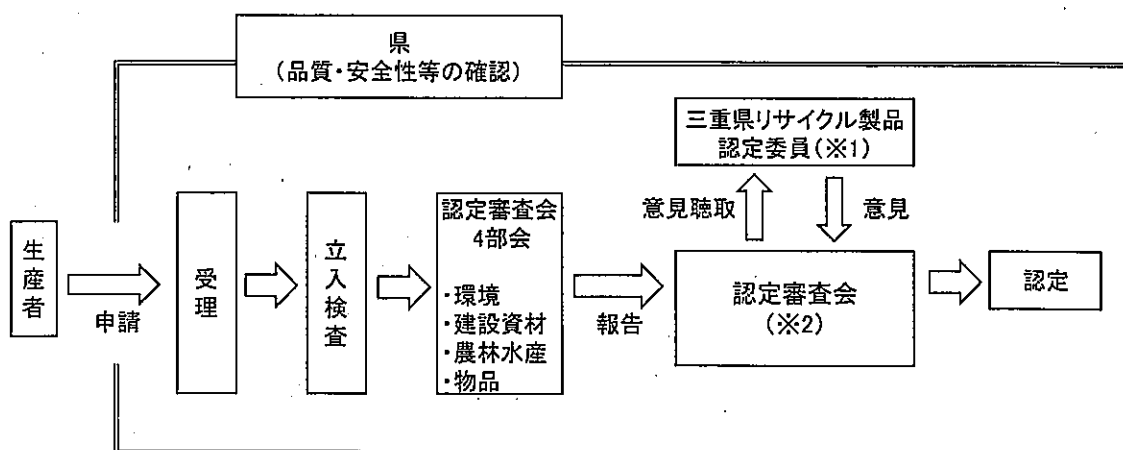
県は、条例に掲げる品質および安全性の基準等によりリサイクル製品を認定し、その基準の遵守状況について定期的に確認します。また、県の行う工事または物品の調達において、認定リサイクル製品を優先的に購入・使用するとともに、広報・啓発を行うことにより、県民、事業者、市町等による認定リサイクル製品の利用拡大を図ります。

(3) 認定までの流れ

リサイクル製品の認定にあたっては、品質や安全性等について「三重県リサイクル製品認定委員」に意見聴取し、認定基準に適合した製品をリサイクル製品として認定します。

なお、製品認定の有効期間は5年としています。

<リサイクル製品認定フロー>



※1 リサイクル製品の製造や環境保全等に関する学識経験者

※2 庁内の関係課の所属長で構成

2 平成30年度の取組状況

(1) 認定

平成30年度は、リサイクル製品9製品（更新9）を認定しました。

平成30年度末現在の認定リサイクル製品は、67製品となっています。

リサイクル製品認定状況（各年度末現在）

（単位：製品）

	建設資材	環境資材	物品	農業資材	合 計 (認定生産者数)
	(改良土、コンクリート 二次製品等)	(工事用看板等)	(防球ネット)	(肥料)	
平成30年度	61	3	2	1	67(40)
平成29年度	61	6	2	1	70(42)
平成28年度	64	6	2	1	73(41)
平成27年度	72	7	2	1	82(45)
平成26年度	73	7	2	1	83(47)

(2) 品質および安全性の確認

認定リサイクル製品の品質および安全性等については、リサイクル製品の認定時の確認に加え、認定生産者から年1回報告される認定基準適合状況報告書および立入検査により確認を行いました。

平成30年度は、32認定生産者（47製品）に対して立入検査を実施するとともに、31製品を収去・分析したところ、全ての製品が認定基準に適合し安全性が確保されていることが確認できました。

(3) 県による購入・使用

認定リサイクル製品の県発注工事等での購入・使用実績は次の表のとおりであり、平成30年度の実績は、約6億2,600万円でした。

県による購入・使用状況

（単位：千円）

	建設資材	環境資材	物品	農業資材	合 計
	(改良土、コンクリート 二次製品等)	(工事用看板等)	(防球ネット)	(肥料)	
平成30年度	625,301	735	228	0	626,264
平成29年度	632,618	803	1,318	0	634,739
平成28年度	661,481	109	0	0	661,590
平成27年度	676,125	0	0	0	676,125
平成26年度	721,661	130	0	0	721,791

(4) 購入・使用の推進

認定リサイクル製品の購入・使用を推進するため、県ホームページへの掲載や、県内事業者や市町等へのパンフレットの配布などによりPRを行いました。

また、県の地域機関等を対象とした公共工事に関する研修会の場において、認定リサイクル製品の購入・使用について理解を求めるとともに、用途に応じた認定リサイクル製品の有無を発注前に確認できるチェックリストの活用について説明するなど、県による購入・使用の推進にも取り組みました。

3 今後の対応

リサイクル製品の認定にあたっては、認定基準に照らして厳格に審査を行っていくとともに、認定済のリサイクル製品についても、認定生産者等に対して立入検査を実施するなど、今後も引き続き、品質および安全性等の確保に努めていきます。

また、現在、認定製品数が減少傾向にある中で、新たな認定製品を掘り起こし、一層の購入・使用につなげていけるよう、企業等のニーズをふまえた技術的支援を県工業研究所等との連携により実施するなど、認定製品数の増加に向けた取組についても推進していきます。

1.1 各種審議会等の審議状況について

(平成31年2月14日～令和元年6月2日)

1 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会
2 開催年月日	令和元年5月21日
3 委員	会長 駒田 美弘 副会長 朝尾 高明 矢倉 政則 委員 井川 洋子 他22名
4 諮問事項	(1) 三重県環境基本計画の改定について (2) 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の改正のあり方について (3) 三重県土砂条例（仮称）のあり方について
5 調査審議結果	(1) 三重県環境基本基本計画の改定については、先に設置された「三重県環境基本計画策定部会」委員の指名が行われた。今後、同部会においてより詳細かつ専門的な審議を進めていく。 (2) 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の改正のあり方については、先に設置された「産業廃棄物条例部会」での検討状況について報告を行った。 (3) 三重県土砂条例（仮称）のあり方については、「三重県土砂条例（仮称）あり方検討部会」の設置が了承され、部会委員の指名が行われた。今後、同部会においてより詳細かつ専門的な審議を進めていく。
6 備考	次回開催日：令和元年8月1日（予定）

2 三重県環境審議会 産業廃棄物条例部会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 産業廃棄物条例部会
2 開催年月日	平成31年3月26日、令和元年5月17日
3 委員	部会長 北見 宏介 部会長代理 岩崎 恭彦 委員 川本 一子、増沢 陽子
4 諮問事項	「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」の改正のあり方について
5 調査審議結果	「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」の改正の方向性について、検討が行われた。
6 備考	次回開催日：令和元年6月28日（予定） 今後の予定：中間案をとりまとめた後、パブリックコメントの結果をふまえ、令和元年12月頃に最終案をとりまとめる予定

3 三重県私立学校審議会

1 審議会等の名称	三重県私立学校審議会
2 開催年月日	平成31年3月18日
3 委員	会長 梅村 光久 委員 二井 睦 他7名
4 諮問事項	学校法人の廃止認可について 他9件
5 調査審議結果	学校法人、専修学校、各種学校および幼稚園の廃止認可等について審議され、10件全て「認可することに異議はない」と答申された。
6 備考	次回開催日：令和元年8月27日（予定）

4 三重県立図書館協議会

1 審議会等の名称	三重県立図書館協議会
2 開催年月日	平成31年3月8日
3 委員	会長 東福寺 一郎 副会長 中川 弘文 委員 林 千智 他7名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	平成30年度事業の進捗状況および平成31年度事業について意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：令和元年6月21日（予定）

5 三重県立美術館協議会

1 審議会等の名称	三重県立美術館協議会
2 開催年月日	平成31年3月13日
3 委員	会長 岡野 友彦 副会長 吉田 悦之 委員 新 輝美 他9名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	平成30年度事業の進捗状況および平成31年度事業等について意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：令和元年7月頃

6 三重県環境影響評価委員会

1 審議会等の名称	三重県環境影響評価委員会 小委員会
2 開催年月日	(1) 平成31年2月27日 (2) 平成31年3月11日 (3) 平成31年4月15日 (4) 平成31年4月24日 (5) 令和元年5月27日
3 委員	(1) 小委員会委員長 太田 清久 他5名 (2)～(5) 小委員会委員長 塚田 森生 他9名
4 諮問事項	(1) (仮称) 鈴鹿PAスマートIC周辺土地区画整理事業に係る簡易的環境影響評価書に対する環境の保全の見地からの意見について (2)～(5) (仮称) 平木阿波ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書および(仮称) ウィンドファーム津芸濃事業に係る環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見について
5 調査審議結果	環境影響評価法および三重県環境影響評価条例に基づく環境影響評価図書について、事業者から説明を受け、図書に記載された内容について、現地調査と審議が行われた。 (1) については、審議結果を三重県環境影響評価委員会の審議結果とし、平成31年3月27日に答申された。
6 備考	次回開催日：令和元年6月17日(予定)

7 三重県人権施策審議会

1 審議会等の名称	三重県人権施策審議会
2 開催年月日	令和元年5月29日
3 委員	会 長 田中 亜紀子 会長代理 神長 唯 会長代理 松井 睦夫 委 員 石川 保典 他20名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」の策定等について説明し、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：令和元年9月頃 今後の予定：「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」等について審議予定

8 三重県男女共同参画審議会

1 審議会等の名称	三重県男女共同参画審議会
2 開催年月日	令和元年5月31日
3 委員	会 長 小川 眞里子 副会長 中嶋 豊 委 員 秋吉 しのぶ 他15名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	県が実施する男女共同参画施策の平成30年度実施状況の評価の実施方法等について検討が行われた。
6 備考	次回開催日、今後の予定：令和元年7月から9月に、各部会において、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、対象課へのヒアリングを実施する予定

9 三重県消費生活対策審議会

1 審議会等の名称	三重県消費生活対策審議会
2 開催年月日	平成31年3月8日
3 委員	会 長 西川 幸城 副会長 平島 円 委 員 大藪 千穂 他10名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	平成30年度における主要施策の実施状況および平成31年度事業の概要等について説明し、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：令和元年8月頃 今後の予定：「三重県消費者施策基本指針」の改定について審議予定